

会 議 録

名 称	令和6年度 第1回 坂戸市文化財保護審議会
開催日時	令和6年8月2日（金） 午前10時00分開会・午前11時45分閉会
開催場所	坂戸市文化会館ふれあ 第2会議室
出席者の氏名	林 信行 委員長 青木 美智子 副委員長 須田 富男 委員 横手 忠 委員 斉藤 修平 委員 荒井 晴夫 委員 大塚 教雄 委員 栗岡 潤 委員 8名出席
欠席者の氏名	水村 義篤 委員 石井 龍太 委員 2名欠席
事務局職員の職・氏名	坂戸市教育委員会 教育長 太田 正久 坂戸市教育委員会 教育部長 三田 耕治 坂戸市教育委員会 社会教育課長 菅野 規之 社会教育課 課長補佐 神 亜未子 社会教育課 文化財保護係 係長 町田 貴裕 社会教育課 文化財保護係 主任 山本 良太 歴史民俗資料館 係長 眞下 陽介
会議次第	（委嘱状交付） 1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 審議事項 5 報告事項 6 その他 7 閉会
配布資料	1 令和6年度 第1回坂戸市文化財保護審議会 会議次第 2 坂戸市文化財保護審議会委員名簿 3 審議資料1－1 令和7年度坂戸市指定文化財補助金等 について 審議資料1－2 指定文化財保存（修理）事業計画書 （土屋神社神木スギ）（木造薬師如来胎内銘） 4 参考資料1 指定文化財保存事業費補助金交付基準 参考資料2 文化財保存事業費補助金交付要綱 5 協議資料1－1 移転後の歴史民俗資料館に係る意見等 について 協議資料1－2 歴史民俗資料館移転に係るスケジュール

	報告資料 1 報告資料 2 - 1 報告資料 2 - 2 報告資料 3 - 1 6 7 8 9 10 11 12	令和 5 年度文化財調査事業について 「岩口遺跡 4 区 1 号住居跡出土遺物一式」について 別紙 第 2 回坂戸のまつり事業計画 第 2 回坂戸のまつりうちわ 坂戸市文化財保護審議会委員名簿 埼玉の文化財 第 63 号 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 会報 第 50 号 埼玉文化財だより 第 146 号、第 147 号 さわらび 入西地区社会教育広報 第 56 号 発掘関係報告書
--	---	---

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容
司会（事務局） 教育長	委嘱状交付（代表：青木 委員）
司会（事務局）	1 開 会
教育長	2 あいさつ 教育長あいさつ
各委員 事務局	3 自己紹介 委員自己紹介 事務局自己紹介
進行：司会 （座長：教育長） （議長：委員長）	4 委員長・副委員長の選出について ・座長を教育長が務めた。 ・委員より委員長の選出方法について、「指名推選」との提案があり、全出席者が了承。 ・委員より「委員長を 林 委員 にお願いしたい」との意見があり、全出席者が了承。 ・座長の任が解かれ、林 委員長が議長を務めた。 ・委員より副委員長の選出方法について、「指名推選」との提案があり、全出席者が了承。 ・委員より「副委員長を 青木 委員にお願いしたい」との意

	見があり、全出席者が了承。 ※市民参加条例に基づく傍聴希望者は0名。 5 審議事項 ・ 諮問書を、太田教育長から林委員長へ手交。 (保護条例第4条第1項、及び審議会規則第3条により) ・ 諮問「令和7年度坂戸市指定文化財補助金等について」 教育長から委員長へ、諮問書を手交
事務局	(1) 令和7年度坂戸市指定文化財補助金等について (資料に沿って説明) ただいまの説明に対し、意見があるか問う。
委員	木造薬師如来胎内銘について、保存のために各団体が努力されているのはわかるが直接必要な経費と交付基準上で記載されている以上、直接保存と関係ない部分について補助金を支出するのは適切ではないと考える。また、市の交付基準について質問であるが、有形文化財の補助対象事業の「その他の事業」について市は交付対象にしているが、県はしていない。違いがあると分かりにくく、誤解を招く可能性があるので県の要綱に合わせた方が良くのではないかと。保存に必要な部分についても補助金の支出ができるように見えてしまう。
事務局	交付基準については検討を進めたいと思う。 木造薬師如来胎内銘については、その物の保存に直接影響を与えるものについては補助の対象となる。周りのお堂については対象外。お堂自体が市指定等されていれば補助の対象になる。今回の場合、お堂は指定されていないので難しいと考える。 管理団体の代表者にも直接保存に影響がない部分については補助が難しい旨、伝えてある。
委員	質問であるが今回の木造薬師如来胎内銘のように、本体は市や県の指定を受けているが、その外側のものについては対象外の場合で、子どもがお堂の縁台等に乗る、けがや事故が発生した場合は市の責任は問われないのか。
事務局	事例ごとに異なるので一概にいうことはできない。 ただ、今回のケースのように、腐食等が原因の場合は、その状況を放置した団体に過失割合が多くつく想定される。市の

	イベント等で借用した際、破損させたり、事故に結びついた際は市の保険で対応するパターンもあり得る。ただ、原則的には民間の建物については管理者の方が責任を負うことが大前提になる。
委員	直接補助金とは関係がないが各団体の申請書類について例年同様の内容で申請している形跡がある。写真や内容など毎年状況が変わるのでそれについて反映させた形で毎年度申請すべきではないのか。
事務局	仰る通りである。事務局としても受付時に、確認すべきであった。今後は内容を確認し、最新の内容で申請するよう指導していきたい。
事務局	以上の意見を踏まえ、「令和7年度坂戸市指定文化財補助金等について」は一部に付帯事項をつけることで、おおむね適切であると考えているが、いかがか。 (異議なし)
委員長	「令和7年度坂戸市指定文化財補助金等について」は一部に付帯事項をつけることで、おおむね適切であると決定する。
事務局	6 協議事項 (1) 移転後の歴史民俗資料館に係る意見等について (資料に沿って、説明) ただいまの説明に対し、意見があるか問う。
委員	資料について、質問に対し回答をいただいているが不安な点がある。例えば、意見1の回答について記載のとおりいただいているが、何がどう具体的に改修するのか、どのような資料をどう管理・展示・保管するか構想や記載がない。実際に工事が始まってからでは遅い。 収蔵庫不足は大きな問題。移転後の資料館に収蔵庫が不足するような状況にならないよう、内容等しっかり考えてもらいたい。
事務局	仰っていただいた内容を参考に考えていきたい。

	現在使用している旧北坂戸小学校も無くなる予定である。既存の建物をうまく使いながら収蔵庫の確保と適切な方法について引き続き考えていきたい。
委員	資料館と博物館の標記が混同しているが、それぞれの定義が違う。それぞれ何についての話なのか分けて考える必要がある。その方が議論が混乱しないで済む。
事務局	参考にさせていただく。
委員	一般市民の立場からすると何が展示されているかが重要視されがちであるが、収蔵設備についてもお金をかけていかなければならない。 良い展示施設を造ることはよい収蔵施設を造ること。それをやっていかなければならない。
事務局	今回の件についてはいいチャンスとして捉え、皆様方の意見を踏まえ検討していきたい。
委員	付け加えさえていただくが、収蔵庫は収蔵物が半永久的に保てるような設備が整備されることが望ましいと思う。
事務局	市当局でもしっかりと話し合っていきたい。
委員	旧北坂戸小学校を解体予定であると思うが、そこに保管されている文化財の運び場所は決まっているのか。
事務局	市内の公共施設に分散して運んでいる。現在の進捗状況は三分の一程度である。残りは現在探している最中。長期間保管できる場所の確保が難しい。引き続き探していきたい。
委員	前回の2月に配布された歴史民俗資料館移転スケジュールを見ると、令和10年休館となっているが、今回の資料は令和9年となっている。これは資料の整理に時間がかかるため、前倒しにしたのか。
事務局	仰る通りである。市で保管する大切な文化財を新しい資料館ではお見せできるように準備していくためである。 現在、どんな資料があり、どのように展示するか考える時間

	が長ければ長いほど良い案を考えることができると思う。その反面、市民の皆様には迷惑をかけてしまうのは承知しているが、御理解いただければと思っている。
委員	審議会文書の作成方法について、スケジュール表等細かい記載上がるものについては A4 より大きいサイズで作成していただくようお願いしたい。
事務局	見にくい形になってしまい申し訳ない。次回からは改善する。
事務局	7 報告事項 (1) 令和 5 年度文化財調査事業について (2) 岩口遺跡 4 区 1 号住居跡出土遺物一式について (3) 第 2 回坂戸のまつりについて (資料に沿って、3 点を一括説明) ただいまの説明に対し、意見があるか問う。
委員	(2) について話を聞いていて思うのは、報告書という形で未来の人が考える材料を残しておくことが重要。市の担当者としては発掘等した際は、報告書を作成していただき、その意義を伝えてもらいたい。それが重要かどうかは見る人間が判断すればよい。私はこの報告書は一目見てすごいものだと感じた。
委員	(1) について内容をみると、件数が減少傾向にある。これは開発が減っているのか、照会自体が減っているのか。
事務局	開発件数は昨年度は微増。(1) について、件数が減少している原因は遺跡外での開発が進んでいることが考えられる。また、調査が終わっている区域での建て替えのサイクルに入っているのも一因である。一番の要因は保存する件数が増えている。令和 5 年度に坂戸市で取り扱い方針が変わった。郊外の旗竿地の引き込み道路が調査対象から外れた。ただ一過性のものの可能性はある。
事務局	8 その他 ・市内の文化財について、突風被害が三か所あった。入西神社(倒木 14 本)、飯盛神社(倒木 4～5 本)、三福寺(屋根銅板修理)。土屋神社の神木スギについては被害なし。

委員長	・ 本日、第 27 回埋蔵文化財出土品展が 2 階のギャラリー A・B で開催している。本会議終了後、山本学芸員が案内するので是非ご覧いただきたい。 ・ 答申「令和 7 年度坂戸市指定文化財補助金等について」 (委員長から教育長へ答申書を手交する)
副委員長	7 閉会